

戸籍の附票の写し等交付申請書(窓口専用)

※太枠内に記入してください。

令和 年 月 日

窓 口 に 来られた方 (来 庁 者)	(ふりがな) (氏名)	(生年月日) 大・昭・平・西暦 年 月 日
	(連絡先) — — (日中連絡がつく番号)	(必要な方との関係)
	(住所)	本人・配偶者・子(孫) (祖)父母・代理人・その他 ※来庁される方によって、委任状又は請求理由が確認できる資料が必要です。

どなたの証明書が 必要ですか (記載が必要な方)	(本籍) 東大阪市	(筆頭者)
	(ふりがな) (氏名) □来庁者と同じ	(生年月日) 明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日

必要な証明書 ・ 必要通数	戸籍の附票の写し (300円)	(現在・除籍) 通	(現在・除籍) 通
		全員	一部
		(改製原) 通	(改製原) 通
	本籍・筆頭者の表示 ☐ いる ☐ いない 在外選挙人の表示 ☐ いる ☐ いない ※在外選挙人の表示とは、国外に居住する日本人が国政選挙の投票を行えるようにする制度の登録に関する表示		
その他	通		

請求の理由 (利用の目的・提出先)	☐ 資格取得 ☐ 相続 ☐ 年金 ☐ 保険 ☐ その他 ※どのような理由でどこに提出する等、詳しくご記入ください。
----------------------	---

証 明 書 を 使用する方 (請 求 者)	(ふりがな) (氏名) ※法人等による請求の場合、法人名及び代表者名 □来庁者と同じ □必要な方と同じ	(生年月日) 大・昭・平・西暦 年 月 日
	(住所) □来庁者と同じ	
必要な方との関係	□本人 □配偶者 □父母(祖父母) □子(孫) □その他 ()	

本人 確認	免・バ・個力・住B・在力等	権 限 確 認	委任状	受 付 (No.)	(備考) ☐ 続柄確認済 ☐ 番号確認済(8業)	FAX	作成	交付
	保・住A・年金手帳・聴・裏・他		戸籍等					
	8業【資格・補助】: 弁・司・土・税・社・理・海・行		登記事項証明書					
	官公庁 : 手帳・職員証・その他 ()		社員証等 ()					
						領収書番号		

下記の本人確認書類のいずれかを窓口にご提示ください。(請求時点で有効なものに限ります)

☐ 自動車運転免許証	☐ パスポート	☐ マイナンバーカード(個人番号カード)	☐ 住民基本台帳カード
☐ 特別永住者証明書	☐ 在留カード	☐ 療育手帳	☐ 身体障害者手帳
☐ 無線従事者免許証	☐ 海技免状	☐ 船員手帳	☐ 生活保護受給者証
☐ 航空従事者技能証明書	☐ 耐空検査員の証	☐ 小型船舶操縦免許証	☐ 宅地建物取引士証
☐ 猟銃・空気銃所持許可証	☐ 教習資格認定証	☐ 運航管理者技能検定合格証明書	☐ 動力車操縦者運転免許証
☐ 特種電気工事資格者認定証	☐ 認定電気工事従事者認定証	☐ 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降のものに限る)	☐ 電気工事士免状
☐ 合格証明書(警備業法第23条第4項)	☐ 一時庇護許可証	☐ 仮滞在許可書	☐ 戦傷病者手帳
☐ 国民健康保険被保険者証	☐ 各種健康保険被保険者証	☐ 恩給証書	☐ 精神障害者保健福祉手帳
☐ 共済組合員証	☐ 国民年金手帳	☐ 介護保険被保険者証	☐ 船員保険被保険者証
☐ 船員保険年金証書	☐ 共済年金証書	☐ 国民年金証書	☐ 厚生年金証書
☐ その他官公署等が発行した資格証明書等()			

注意事項

- 1. 交付申請書の記載について
証明書に記載が必要な方の本籍・筆頭者・氏名を正確に記入してください。誤りがあれば交付できません。
- 2. 請求の理由の記載について☐
 - ① 権利の行使・義務の履行のために請求する場合☐
権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の附票の写しの記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。
 - ② 国または地方公共団体の機関に提出する場合☐
戸籍の附票の写しを提出する国または地方公共団体名を記載してください。また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。
 - ③ その他の理由で請求する場合
戸籍の附票の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。
- 3. 資料の提供について
申請書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。
- 4. 権限確認書類について
窓口に来られた方が、請求者の代理人または使用者である場合には、代理権限または使用者の権限を証明する書類が必要です。
- 5. 押印の可否について
交付申請書には、窓口に来られた方の署名または記名押印のどちらかが必要です。
- 6. 罰則
偽りその他不正な手段により、戸籍の附票の写しの交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科せられます。

※プライバシーの侵害につながるような不当な請求には応じられません。
その他ご不明な点がありましたら、窓口でおたずねください。